

海王居宅介護支援事業所運営規程

＜事業所の名称等＞

第1条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称：海王居宅介護支援事業所
- (2) 所在地：射水市海王町25番地 総合ケアセンター海王内3階

＜事業の目的＞

第2条 介護保険法の第1号被保険者及び第2号被保険者のうち、要介護・要支援・介護予防・日常生活支援総合事業の認定を受けた利用者に対し、本人・家族の相談に応じ、介護計画（ケアプラン）を作成し、指定居宅サービス事業者・介護保険施設にその実施を促すと共に管理を行い、快適な在宅医療が継続できるように支援することを目的とする。

＜運営の方針＞

第3条 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携を密にし、協力と理解の基に適切な運営を図るものとする。

- 2. 事業者・管理者は運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議する。

＜職員の職種・員数・職務内容＞

第4条 指定居宅介護支援事業者は、事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：1名
管理者は所属職員の管理及び事業の管理を一元的に行い適切な運営が行われるように統括する。
- (2) 介護支援専門員：2名
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

- 2. 実務の状況に応じて職員数は増減する。

＜営業日及び営業時間＞

第5条 指定居宅介護支援事業者は、事業所の営業日及び営業時間は、社会福祉法人海友会、職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。
(但し12月30日～1月3日を除く)
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

＜指定居宅介護支援の提供方法＞

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次の通りとする。

要介護者・要支援者本人、家族から介護計画作成の依頼・申し込みを受けた場合、管理者の指示により所属する介護支援専門員が訪問調査を行い、その結果に基づいて介護計画を作成し、要介護者・要支援者本人、家族の承認を得て、サービス担当者会議を開催・主宰し、居宅介護サービスの実施を指導・監督する。また、定期・隨時に要介護者・要支援者本人、家族の状況を把握、計画の変更を行う。

＜指定居宅介護支援の内容＞

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次の通りとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内及び利用者宅にて
- (2) 使用する課題分析表の種類 MDS-HC方式、鎌田式フローチャート等
- (3) 居宅サービス計画作成

- (4) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内及び利用者宅にて
 - (5) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回
 - (6) モニタリングの結果記録 月1回
2. 関係市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は、被保険者に対するこの調査を公平中立に行うものとする。

＜利用料＞

- 第8条 指定居宅介護支援を実施した場合の費用は、居宅支援サービス計画費・居宅介護サービス計画費（法定代理受給）をもって当て、利用者からの徴収はしない。
- 2. 前項の規定にかかわらず、通常の事業の実施・地域外での指定居宅介護支援を実施した場合は、別途交通費を徴収することができる。
 - 3. 指定居宅介護支援の実施前に、利用料について利用者に説明し、了承を得るものとする。

＜通常の事業の実施地域＞

- 第9条 指定居宅介護支援事業者は、事業の実施は、次の地域とする。
- (1) 射水市（旧新湊地区）
 - (2) 高岡市牧野地区
2. 要介護者・要支援者本人、家族からの利用申し込み、依頼があった場合、前項の地域外であっても活動を妨げない。

＜苦情・ハラスメント処理＞

- 第10条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2. 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援に關し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは定時の求め又は当該市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3. 指定居宅介護支援事業者は、自ら居宅サービス計画に位置づけした指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに關して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
 - 4. 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者自からの苦情に對して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

＜虐待防止のための措置に関する事項＞

- 第11条 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢を現に養護する者）による虐待を受けたと思われ利用者を発見した場合

は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

＜身体拘束の禁止＞

第 12 条 指定居宅介護支援事業者は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

＜その他の運営に関する留意事項＞

第 13 条 指定居宅介護支援事業者は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

2. 職員は業務上知り得た秘密を厳守する。また、退職後も同様の旨を徹底させる。
3. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人海友会が定めるものとする。

(業務継続計画)

第 14 条 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2. 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
3. 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 15 条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

附 則

- 1 この規定は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規定は一部変更して平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規定は一部変更して平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この規定は一部変更して平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 5 この規定は一部変更して平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規定は一部変更して令和 元年 6 月 1 日から施行する。
- 7 この規定は一部変更して令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規定は一部変更して令和 7 年 4 月 1 日から施行する。